輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第５号の規定は適用せず、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　前項第２号、第４号及び第６号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（低速走行時照射灯）

第122条の２　（略）

２　低速走行時照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

３　次に掲げる低速走行時照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時照射灯

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時照射灯の数は、自動車の側面に備えるものにあっては次のイからハまでに掲げる自動車の区分に応じそれぞれイからハまでに定める数とし、後面に備えるものにあっては１個とする。

イ　長さが６m以下の自動車　２個以下（片側１個ずつ）

ロ　長さが６mを超え、９m以下の自動車　４個以下（片側２個まで）

ハ　長さが９mを超える自動車　６個以下（片側３個まで）

車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第５号の規定は適用せず、二輪自動車については、第２号及び第３号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第２号から第５号までの規定は適用しない。

一　原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　前項第２号、第４号及び第６号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の付録６に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

３～６　（略）

（低速走行時側方照射灯）

第122条の２　（略）

２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

３　次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

三　法第75条の３第１項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯

４　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の数は、１個又は２個であること。